一奈良喧嘩之事
一川手藏番之事
一於本堂之事
一川端与兵衛一番目之事
一協井之宿之事
一奥平伊織之事
一奥平右仮之事
一川端源左衛門之事
一伊賀之事
一ヤン（村合勝寺之事
一出飛龍之座之事
一行山七家之事

一身分指扣之事
一市川大学之事
一本所弁之事
一鴻村益之事
一木村安之事
一白井久兵衛之事
一中納言之事
一栄国之節之事
一ヤン（村合勝寺之事
一松平長之事

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

一神田某ノ
御手討ニ斬リシ雑話
一天狗ノ話ノ事
一化物ノ事
一長藤沖ノ流儀ノ人数
一大坂ノ手ノ前ノ
一沖ノ鼻ノ話ノ次第
一成瀬家ノ話ノ事
一箕沼七郎右ノ事
一船ノ夜ノ事

一大和吉野山ノ辺ノ
絵ノ指ノ事ノ話ノ事ノ
家ノ事ノ有ノ事ノ
長谷ノ事ノ
三味線ノ事ノ
者ノ人ノ
ノ事ノ
度ノ事ノ
絵ノ中ノ
中ノ

13.7.24
国会図書館
01W50718

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

後のこと記者代表の大阪府と若殿余を追させて加減を若教しては後のの
を尾州とるの後のと分捕ふく敗山へ立
とさいこならば拓未室仕方許容ーれきの
れ家中一盤親有かりたーめー也其時の
ま社彼彼ることや勅といつまふる
川手蔵之助福岡則ま社へ振強者
のる河家ま来り助けて高也ま社へ
うるよ社祖ふく立退く福岡の小酒天
状ことふく十ふま抱られーとや
ふしとのはるまて福岡邸へ
浪人てやられを社ま来とう
後のこと記者代表の大阪府と若殿余を追させて加減を若教しては後のの
を尾州とるの後のと分捕ふく敗山へ立
とさいこならば拓未室仕方許容ーれきの
れ家中一盤親有かりたーめー也其時の
ま社彼彼ることや勅といつまふる
川手蔵之助福岡則ま社へ振強者
のる河家ま来り助けて高也ま社へ
うるよ社祖ふく立退く福岡の小酒天
状ことふく十ふま抱られーとや
ふしとのはるまて福岡邸へ
浪人てやられを社ま来とう

ま社ま来り助けて高也ま社へ
うるよ社祖ふく立退く福岡の小酒天
状ことふく十ふま抱られーとや
ふしとのはるまて福岡邸へ
浪人てやられを社ま来とう
後のこと記者代表の大阪府と若殿余を追させて加減を若教しては後のの
を尾州とるの後のと分捕ふく敗山へ立
とさいこならば拓未室仕方許容ーれきの
れ家中一盤親有かりたーめー也其時の
ま社彼彼ることや勅といつまふる
川手蔵之助福岡則ま社へ振強者
のる河家ま来り助けて高也ま社へ
うるよ社祖ふく立退く福岡の小酒天
状ことふく十ふま抱られーとや
ふしとのはるまて福岡邸へ
浪人てやられを社ま来とう

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

家もくと也對門前市をなしけるとそ院ニ其支廊とて御使ハ来
たり門を閉させよと申けるを承て其小ハ御使し勉ませ分
ほ濟へしりとかく取らんと云所ニ源太左衛門扉のきき居合見んれと
狹き所なきに依く門柱を楯ニして源太左衛門流平小野絶の仕者と
まそりんせ門の通を開んとする所ニ市左衛門進てる多小云抗たるら八
見ゆりけへし此安十郎左衛門段名の事御宮遠方ニ歎小流て切腹て
此御用意一とも家臣の者小依くて緩く有此段者ニ仕り早く門
を開へと云もたれハ御宮の勉ニて此済ハ口々と云も小放強絶と一柏
子小ちかひより其市左衛門か後抗小當て倒依に二の刃とこ召せんと
云程社あれ一同ニ立て押ら濟小くらりハ無と圍さるか報押用と一番
小出場抛左衛門起てやりよくも川ち父子後を次て抛左衛門か母用より実也
次一者小存今を出討へるを十郎左衛門遠さに今も出る眼合方中へ

実ハ其ハ其後をたくらく十郎左衛門を討んとせし程ニ十郎左衛門か後の抛小
たとへて実依これハ今も出ハ倒て死に其ハ間ニ十郎左衛門ニ討て見たる刀の
鞘は太刀斗と見へしと刀を抜て請なから仰依に二三のあたりもなく
大勢の太刀の下よ死次抛前か刎ハ初の云者ニ小遠ハ次絶と働八乱
色も見く見も大勢の刀を受なから小倒依にきかひく小功也んとて後へ
源さ刀のきそて見るに下小残り一勝ら非必源太左衛門そて左一し衛門
度強を揚らき入と後使の内か云きれハ使太左衛門か云抗某よりも仰某度ニ衣覚
まそはへし家か出太刀誠されとりと云ひなから小打入ては程小来ハ二番小
ていハんと云へとも使太左衛門か刀か下よなし使者度そてはと口々小云けれハ
抛と来らハ寸か延ては程よ行強うくると見へてはたあらハ強を揚へしと
其前討落次換使の方へ見向て強とは覚はかと云けれハ傳よ居る
源太左衛門いかゝ誠ちらゝまてやみふかん何の小悴かとこる也まおかさもとり

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

頼まれ候人又ハ度々或時雑賀も度々御見廻え此方様へも出入
御知行高の旨を云ふれハ御書院へ御通り奥平も法ハ公廷へ成候の
筆取も候ハ承知せし御座敷の様子をも見て御様子拝下へ宇都
とふてそふ下総殿へ行く天下の名物と見えしと仰せられハ拝下殿て
総州様ニは御家柄の事ニて名物もあまたと存候宝て候
将軍の又御宗然し候ても御座候やうなこにいやしくれまてハあるし
奥平も法をみんとしてあれハ拝下ゟ立抜ち法より及御被十郎
左門とはいうて御座候にとて七八十中々分かたくひるそるし残れ
奥の様子して相州辺ゟ十五人ハ然宇都宮の当時江戸まても
又ましくとて少しも相違なく小田辺をみてハ似合もあるし様
然宇都宮ニも参られハ法ちかふて其名のまゝして云其名とハ
見とけ候物ある名との事なといつも是ハ御謹ともあるおまま御座候

一

兄も是し兄ハ其後ま弟も世ゟふ居りまて是ハ大坂の御用人
宇都宮の事を下総も代々家老職知行武士の旧百石ニそれを求めます
ハ当つて之百石ほとを取りいつれと云ふる時しはらくありし浪人聞ゆ
先の旧天王ニ浪人の総なとていへるかいつれ宮谷親にてもや又是人を
出ひしおりと不思議を去しにせるとかや今の奥平百助ハ宇都保年
中より当家没後ニ流浪より宇都宮へ来ては宮臣に出するか甚兵衛と
十郎左門と云ひまるし様ハ彼十郎左衛門に是非とも云ひ合ひあり
奥平源四郎と云人又ましり流ニ一揆の内と相の屋まて行れおとやらん
後年まて正しき雑物志せると石谷ち入度御覧にて浪人まてせれとた
清ちられ旅ニ来り奥平兵衛ち家来ニ奥平大学か次男へ是は
云へハ人々の働を覚て能いつしと云ふ様ニ比擬ニ立て家ち出へし候方御覧
勤仕しあふへしと候し是ニて後ち度為気大切に及て帯

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18
ガラス使用

太閤公日比此出入に依て此かん旦那の為には高風幸ある事に小かと忍
家康と仕合せなひつる折ま失家中にて此石西の組此候様と繁てさく
奥平源八郎とて名誉代の者ニ此源の中にて鴻原にての働候由
きも末も澄様に云くと云ふを待へ立ては家臣仕は家は外に
肝要でれんには千石分肉とはふ存は此とも其後家の事にて其後表
向千石と為ま実きて七百石は有之と為りしに此中ニハ　忠明公　然も
前も此形の事にてかる事いた　御家の為め家老分に在出中と此者
ニて勤居たるうち此度奥平家にて隼人源八郎勤の利奥平
隼人か父の半数ハ源八郎か兄たりける病死の敵討かな中にて家康
を以存らひありけるに乎太平源八郎奥平内蔵允同所に記事
公儀へ指立候に依て討へき敵なく彼時源八に助力し
たる士を皆討せ先くの事とくくはと付きる縁敵の当人なれは

されハ敵討にもあらさる事にて切腹のさたまても免し助力したる
士なれハ常の喧嘩とも遠たれとて是もまた遠慮然すと
とて

一

相別山形は旧領のために家臣の此物奉行に横目源蔵と云小役人に仲変
者ありしに古き過ぎて云けれハ右衛門にて是からとて口気味ある因変の
事ありける小判をとり球妻と嫁にせんに他国の内目付右衛門と肝要がたく
陥るへしと云彼者目付らと此ゆる事にて掛かりし山形の津邑にも山を
出彼浮浪を度して出彼家の内目付に預けて此中と云人ありく
の其女の子を出して彼仲人候と待を東て云ける小意満りて
裳られハ山形の此家中に浮変なりて出先の内てなりと出て取に縁
組なし婚後に付ぐハ彼か右衛門小家に小屋掛見出し相此家中の
諸士に揃見を云ま及ひも後庭風呂を〆方入鎌りて集まる間

志津元伊勢守を経小橋孔雀丸用の仕事も終され
備前集る法名奥も皆元へ戻され小屋をかけ〳〵貧困し
迚もかくては元亀かく如御書されい元の相業復と化政気事
女も沿奥さ元て上の心法行の是へ当〳〵と勿もて云爾され法
法大き小数る一門就就集解角元戻され小法極されいを
中小売堂の元祖くるふこんの去のるうへ小元戻しる宮元
さてぬと心法元法ていう元の理をを法法も郷牛若たるう
かつたれと指おからん宮初う師と発たる白されるる秘厚を残元り
乃る脇小はようをなまは世る〳〵態と秘厚を廃しる似てうい
ぬりと成〳〵平経娘を人捨さ元ようとされ立〳〵して当れなおし迚も
家元の家小元有する娘の何と切来れの書よっていい小迚の個元
自らやて就縁せへ〳〵必共移を待名る旬へ〳〵といへい法法

歩られ法ばいをを言小何を元へ〳〵とそ上合う称る架衣祖
おく〳〵人の男る出生もく〳〵名を法を法を年
年月を経て代来を年祝よ上
生ま初て牛飼の元の答宗刀を移
迚て江戸へ出元服〳〵て法〳〵年云ふ
庭犬を切く飛られ浮宮西〳〵哈出されを等の如法よ犬をきう
て中平称宮庭代祖途中よ行迚家と喰へと住るふる迚も
命を失〳〵なよくく法死元ようも人果小をく果中ふもと
森水戸様の仇犬とハなおふう元の防汁に力を移掃〳〵名而よ
屋当ふいん切数と加中小滝〳〵ほれ住金よ迚中とても元派
ま及もて也やけれを歩於やて〳〵ゆきれて又江戸ぬら
付て居きるとそねよの山の法防郎中高気そ次書よ

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

ほうしをやうに隠居まてまいし候や

一 和州郡山にて何山ちう兵と云る者有大小性役ゟしける者有適ま
勝れたる男成し者とて来りしに、や数日のうち伴に江戸詰せり附
ある朋友独り町へ出て紺戸物屋の店に立寄を覗きるに亭
主こゝへ参りて縁側へかけさせ候へと七郎兵衛に咄せしか八
丈夫ニ思ひけるか仕方立聞せて庭へも仕方と云八かもしく
ま社とくらし云合せ候へハ何れも給合物是目付く友達かこゝ
彼の紺戸物屋へ行きのふ弟子る器物ほ調へし候へ合せされは
後刻持参して渡へし其旨取付置きしといふ亭主は心得候とて
夕暇へ行日暮方ニ七郎兵衛行く店を覧見せ候へあれよ
土器ふと私庭に同行かとしてまて彼の瓶へのけ置たる器物
を見て是を調へしと云亭主にも左八郎へ売置は召取つや

さればと云るあらハ店の内にて若置きし紀串程小はゝに置居ゆ
上りては壱次第よ調へると云亭主頻りに云訳ありたとへ手合
有とも約ふとも給はる先約有りて如く器は召出し皆約束
ありて上ハ成ぬやと云は七郎兵衛又云は先方し器へわたし給
なりとそのへたる物ならは今日をも出し直に持参せる八店の内
よ置ぬ器ほ中ま置事成ぬまた何もほかく上ろハ是非ともつゝ
さうとも先方か云ふなしけれは猶も云掛りこれ為よ又は
分されと云事に関家中へ件の者の子来りて是亭主約束し
金子持参ありて器物を請取らんと云亭主こゝまてく只今是へ
ぬ入ては客是非是水この成とのは出先約と申訳無之いらして
御兼り有くこゝの中にて私中まて給候よう窓角は室
手の出方枚は私対は申すま有は知来と云へハ七郎兵衛首

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18
ガラス使用

[illegible]くお賽と何もかも大とく店の[illegible]
いつれへもかうるもの[illegible]いそや物[illegible]
を彼につうとも大きく小阪をとらせ心きる世方へ実[illegible]
亭[illegible]るお[illegible]を理ふ[illegible]小揚[illegible]
七ら実大[illegible]も[illegible]も[illegible]
け[illegible]員[illegible]ん[illegible]
[illegible]のまて数多の[illegible]
の[illegible]
[illegible]
碑[illegible]
め[illegible]
と二人[illegible]

這[illegible]
まんそ[illegible]
[illegible]
く斗[illegible]
命[illegible]
何[illegible]
七[illegible]
永永[illegible]
件[illegible]

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

とうち乃ものもあるべし此ことを
扱ふ所あるうとて奈人羽ふ
ふ利

神田ものとい人ハ奈姫路ふ扱ふ
ふ仕公園春を活れよふ成ものと
なさ也成ものハ長たの噂ハ
ハ小姓組しの事　河東亜て
居ものふこと申ふ若ふの関ふ
乃ものハれハ奈人心のの砂ふ
公門仁意の物ふ扱ふ
銭ふ通うあるふ意ふて
扱ふひうふ成れも玉ふ

ハ何と取らん迷惑ある
ハのうち奈人ふ扱ふうとハふ
河あるふて兼ふ矢礼仕
迷惑ある　河ふとて兼ふ
のふハあうふ扱ふて
謡曲例ふ合面ふ
中ふ長ふつ謡ふの
ハ扱扱ハふとあるふ
若内てハ玉方ふ
有仁扱成ふ名ふ
云ハれハふふ大きふ
ふ利ふ

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

[illegible]ん共ハ切腹されてなのほうの[illegible]
叶山神ハ通ヲ引神有ハ主し給ハ
と神ハもるとるし神ハ主ハ代と
人々の名ハ忘ハとつれハ
ある沢ハ主の先辰ハ聞く歴
とてされかれと少借もる
御出ハ拠ハ　忠的ハ門代ハ
おるも　御出ハ主ハ信州ハ
奥州白川ハおて江戸ハ御
ばうハるる訳人ハ松合ハ
たるの門ハ人ハ武ハ出千挨拶
四国ハ門部組ハ指令増人ハ

の面ハえうハ武ハのを清のこるハ御陳の名深出ーホのサイ
バーもまハ伝て客初ハ敢く飲まるものハくやまざるなく
ハ信州面とのまるもまもんまほとハう供ハ指ハまハ
出ハ並ハ人ふちハ七石或ハ家ハ
成ハて市川新宗門組ハ編ハ市川八ハ五中ハ面ハ石出ーハ
ハ人ハ指ハしるし也彼ハ人し編ハ
八人扶持ハ北石ハ面ハ編ハ門編ハ
記目ハの中ハ記信州採指ハ
記信州ハ雑ハて江戸ハ武ハ部ハ
今ハ記目し編ハし江戸ハ約ハ向案
中ハるるハ語とハるもれハ
ハ人とハうハ伝ハ

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

まても切も生家命の人也白川よりおゐて妻を迎へ
られしに不文たるうへ家業ふけ[illegible]人と雨し彼あいら
をとる梁をけ[illegible]先へよし旦夫と社倡ゐどく自慢而おゐ[illegible]
もうもれ仕初[illegible]門ふかし仕候[illegible]家の業とをる而遊歴と先ま
[illegible]ゐ[illegible]名八撰出ーおしを[illegible]
[illegible]の[illegible]よぐと[illegible]
[illegible]先[illegible]梁社[illegible]命の[illegible]
[illegible]梁[illegible]仲間[illegible]
[illegible]方板の[illegible]
[illegible]のさと[illegible]
[illegible]それと云[illegible]

一云の通云ふー実も[illegible]
[illegible]ーて[illegible]
撰出ーホのを[illegible]
よの[illegible]
[illegible]対して[illegible]
云へはさて[illegible]
[illegible]止ざるとも
[illegible]る格式を[illegible]
[illegible]物[illegible]
世話彼の[illegible]
[illegible]もの[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

むつ西北京ろつと云人ありて大坂陣の折柄
谷干城よりと宗旨一ト筋とあまり
しき事をうたてかりてかくて
とふう迫人とありてるるをうたて
るふうを離れい欲陳よ旅人うかて
社をおれとよ去ても同うてもるる乃
を地獄のおいでと云んろふ
せんるを約てわれなまかてい
拙てたうのるふ指うる欲をうん
沙人の一欲を討とう彼る浅れ
川あくうもれ去ふ調ふるふをるく只去つ功を
活のふ京方つ豊日其馬小宗働て有級を

[illegible]と云てこきるとや却々に事物を情ざる勿論の事
[illegible]招く 清忠公と云ふ早昭らんを抜く事を好ふ右うし方へ仕
[illegible]事通してこそ附る如と久事[illegible]剛活成れのよて突れるう
[illegible]ら云ふ事を情と抓て右の脇よ[illegible]かれ迫[illegible]事なと云事の稜際小按
[illegible]る刀と抓よ約とんて砥な刀を[illegible]んとするとを無情うさけ
[illegible]られるう刀を八約とそ[illegible]と抓し[illegible]も無れと社稷のうろく
[illegible]をく絵よ鋏を抓[illegible]と彼[illegible]よのうの無法くよの法[illegible]て[illegible]
[illegible]るとう[illegible]後法望[illegible]もの[illegible]の山形よ[illegible]もよの法法[illegible]生
[illegible]しとのやを無情[illegible]て去也[illegible]と改名之次を無情[illegible]
[illegible]そて[illegible]てりを[illegible]てあるきまそ無[illegible]と[illegible]件の
脇[illegible]生[illegible]代目小五[illegible]今の[illegible]を無[illegible]条も指[illegible]とうく生[illegible]鋏よ見
[illegible]られるう非[illegible]斗の主[illegible]たいそ[illegible]あるう女[illegible]こぼれ玉彼之事

を実くる時板妻を忘う[illegible]打よ当りくうと云事
と思んてうう云[illegible]と語れ[illegible]彼事面[illegible]驚小秘摩[illegible]
過んと被せ[illegible]を[illegible]迷悲成[illegible]よを
及扶抄よしとのや

一

天正二乙亥年 信昌公二列長篠の[illegible]城主
お人の名[illegible]と法士[illegible]を無事[illegible]
こ写畢

一族七人上より下へ續
奥平久兵衛貞友
長山と主
奥平但馬 勝正
田作と主
奥平信之 勝吉
稲毛と主
奥平右代 定友

元和般し玉和田家留位南山
荻し主
奥平伊賀 定直
中倉と主
奥平周防 勝次
奥平右京 定正

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

一 林若狭守殿 菅沼治兵衛
　 岩次左衛門 酒井理左衛
　 同小六
　 多喜治左衛門 十四日昼過ゟ使ニ出ル十七日朝深酒ニ而打臥候ニ付
　 以上七拾人 外ニ

一 武田宇右衛門の質仙九 外ニ
　 嵐吉三郎 春遠寺衆徒 害ニ付同時ニ殺害
　 同熊公 信昌公武田方ゟ退去
　 御当家ゟ御従属ニ付 貝賀弥右衛門 英清一族
　 奥平出雲 奥平伝蔵
　 残而ハ 属武田方ニ給
　 奥統公ニ御従属ニ而昌清ゟ之御一族三和の西ゟ八七篠葭城ニ而
　 之ニ一旦長公保様ゟ菖蒲ゟ引取ニ而御一働有戦功

奥平主馬
奥平右馬
御親類衆
　 此余雑ニ有高記不祥

一 忠州公大坂御出陣ニ而京都ゟ
　 御帰

一 忠明公大坂御陣ニ而京都ゟ
　 奥平金次郎 六月六日
　 奥平伊織 六百
　 市川弁蔵 六百
　 若林右助 六百
　 安井九兵衛 六百
　 奥平主馬 六百
　 山崎半蔵 六百
　 平岩七之丞 六百
　 同人 七百
　 同人 六百
　 同人 六百
　 川小性組 六百
　 同人 六百
　 同人 六百
　 小谷徳左衛門 六百
　 保田清左衛門 六百
　 大井九右衛門 六百
　 牧野久之丞 六百
　 同人 六百

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18
ガラス使用

六百 山田清大夫　七百 同人家来　六百 原田甚左衛門　七百 同人
多賀田右大夫、　今井俊蔵　横田武左衛門

五月七日
三 岩沢何左衛門　一 都築清十郎　一 奥平吉作　一 平野勘ヶ由
一 奥平縫殿助　同 山田久弥　一 松浦八左衛門　弐 岩屋数馬
一 松垣蔵之丞　一 三宅源太左衛門　一 竹本甚左衛門　弐 菅生勘左衛門
同 須藤市之丞　一 木下宗女　一 山方茂左衛門　弐 部田代角之丞
一 西野太郎左衛門　一 菅谷八之丞　一 岩田七平　弐 庄嶋八之丞
二 市川半兵衛　一 石原文左衛門　一 星野金左衛門　一 石原武之丞
弐 熊田庄吉　一 松山庄助

一 成瀬隼人正殿と御懸合之御事

忠明公初ハ御奥様小出殿之御息女ニて御子様ハ無之候所ニ
ゝ奴ハ忠二様ハ御妹子ニ候ニ付成瀬殿へ御縁談し忠成瀬殿ゟ御婚小平治殿を
中ニ御方御世話ニ而六日ニて此所御嫁附の御代官井上小左衛門と申方ニ
御息女と密通被成候ニ付小左衛門殿御浪人ニ而御城年の御事ニ候
ニ付江戸隼人正殿ハ受入のかゝ奥ゟ之小平治殿と御勘気のよし
二ヶ後
忠明公御路之江戸御供衆の者ニ而御内ニて寒人様の者
を御覧被成て此所御公へ被遊小平治殿の事ニ付御取れ被成候
六ヶ年御内御かくまれ候て忠二様ニ後江戸ニおゐて隼人正殿ニ対面
乃老年ニ而御遺言ニ而養子と申事ニ付
忠明公御家督ニ付作小平治殿の事御意被成候ニ付
猶又御達之御存分之段御次小平次弟子孫迄も御意之通
仕合ニとて又々小平治殿ハ門ニ二代目の隼人正殿と申ハ是ニ而

ハとなり延宝二乙七年御沙汰の御届ケ居二宮助左衛門方の御届ケ居へ
書られしとなり

一

菅沼七郎左衛門ハ桜山御領地の百姓御拘りにて在りし付漆部の御山田
十郎兵衛共も拘りより御射場柵と石拘り柵間と数多抱へたるか清
軍令に案内者なれハとて七郎左衛門組へ召連の同組なと定ける小笠
に仕す多年仕入置ける者と配りなる上ハ彼方と子小諸にて差も
御とり何ふへしと云せれハ承知なりと云て肝煎の御出人子と住せるか十分
築地後藤又兵衛と組てこる名し既に討死と告来せれハ此宮
沼七郎左衛門漆屋にて是と多くの蝶の細縄結切とて出せるか歟
陣へ割て入大に働て討死しうけるとこ此七郎左衛門か子七百廿石
まての番頭社仕り子ちとも新年にみて断絶せり今の菱沼
七郎兵衛ハ此家れ来り

一

駿山に御鷹野の時稲垣茂実と云人鷹を握り御前に在りて御覧ありしに
其鷹ある時分れたる別気なのにて大きな網をこし川の業武ニ云へる共
川ていふに梓の外に鈴を深山幽谷数多に出ちの限りなく網を
掛渡を較べきて鷹を待しに大きな猿来ると見て茂実か四を離れ
の初ハ人の付にて立せるか待ちもあけたる所へ鷹来て鷹を取らんとする
を彼鷹ハ下り立り指上て鷹を追逼鷹網に入て茂実立て押れ
ハ鷹をハあけれるの水口なりし時いはくとも前くとうと第五戸山にこよ
茂実大きに服立座へ大きな声にてヤヨし曲者此山を誰ヶ山ぞ
とさふかんも　忠殿公　御軍より賜てちも本も皆主君の物
御よこを行賜を御傍り在すを見て守護の用に在る鷹からの妨と
なれ兵の使者に称を殿れハへし城代の江戸人と寸之宗小堀
宗通にて只一討にせてくれんぞと罵れハ又と川といふのは

ようで驚き来て細き入口より体の驚くもの腰より
無当を出さんとせぼよいしうなり夜半大きに怒て焼飯
も盗みを食よいおとろ大きに生きをつくり庵へへとそこく
そこらを荒れ大木の枝小石をさくり夜更小さまくらう
木ぎりして取て置飯を盗驚細の破れるを不斗出して
狭を尋るふうなるいと知よ匂ひ取れも庵は無に
のこそ来もるふいつくともなく夜更の前七八寸斗巻細なもの
落ちうおそれ余泪よか掘抜有希うらく狭小屋
そして希を作るふおこうとそこて席う度もて不抜
もるとこやいつも鉄砲を指大小を連日れおか山よの絵取指
ぎりき或時深更よ笛の音谷小引て出ぶれ夜更
ふ寄小石ひ〻伝多たる叶深山到浪と牧笛なふとふひとうに

いうある老婆の仕業成らんと国所
さも処たる筆意の徳ん踊て麻を延ぶ十九歳の婦又
笛を吹て夜更の面前を指抜
と鉄砲よ大縄を狭の門ぜんとおし
いうふひきんを信大意とし
夜ふも去の免小的うれい鉄砲かくして火縄をもて止うねく
のはて乃へ出こうきれう夜更ふ谷
の大山伏斉中斗と云向て二三間えへも大七人斗
法紀社会者出ん小鉄砲と指する
の雑と通れうと云夜更ふうふう本の股
斗通これとて奏てもふ会をしたる
命と知ん至大ふも个山伏よ

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

立ずよ歩数と永上が引ようて
とよこ川ほと門めなる所西のおわ
をるるうことろ仕合いやたのれ仕合と半在半ち合ろ座
うく山伏も退座や仕ろうきん己れ放情活況なのこうそいつと
せう合これとて果ハたくまりと云ろ出をこれ始ようをとう
ととて両座実ろ宝いつの況からうろ
そてこもろ或書文例のてくなやそ
時もつめて門家の立松一のとそと言れか
座実ぜていつよれ況女房の実ろ
根同一もるかうに何のとう今ハ法こと
ちふるれ添文よろてと何ようろ
把座ご苦ーさ設ろうく注ろこと

乳分の陸と女語ほて社ごといろれ
つさと言ろこれ法施ろけ如ろ姉
夜の海ろを待ろ京栗のてく要
ようて設人ろうふやされ
着ふんろもろよ下ことをと今一ろ綿よ曲着したね法
を流て祢ちまくやア女房と栗小船法を出をとや宇辺を出をと
と云声の用よ子の下ろ勧のおろ
智ろて云字衣施ろこれたろ
計のをと二ちこれ況ろとろて
のろ門家の苦ろもろうをとや常水物よ
僕ろも法とれ只一人統取特て
出そ言ろも斜設ろよ傾ろもろ

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

一時ばかり又大樹の下を通りぬれば前の如く声
音例の宗通よりみてるるとも
初の今をもるるとも言われて姓
ま一時よい加減のところ放免
八位使者を勤る能人なりて
恐ある事なりし彼て物の
下ぶる祖父の如く
とも姓名くらく
されぬ

其時大なると云事の
其名を聞て
なるも自分指
なるや近江

主人のもおとろき叫ぶ声
とおく聞て出ぬ例の山路をゆく
元の如くさし心ぶちもれとも
もろともに行れともる山里
近辺雑談小半時ばかりと
老松のもとより彼宝蔵院
物を掘り持ち六寸程を
掘てよときまし合掌
ふるえいかゝ中と変化
如き物気を付れば初て人心
知れ一方の事なし有曲者
一討よとそ物を持ちやいと
一討よとそ物を持ちやいと

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

[illegible]
市川大学の如くにても実ニ容易
の初陣ニ初ニ而武級討捕ニ而
[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

からよう訴合之筋のごとき乱人と名付くるもの
いしらるゝ事もつゝしまざるべからざるの
となるようあらんかぎりてこゝをあらため
云者次のごとくにてもなく出てこれ
助方の法をんなきをもつて
切腹あたつては明白数多人
のみ切腹をそれ延られ
組はのごとく
てもあたつてをんなれ
唱るとや。
ごとく切腹仰付るとの
白井久兵衛と云もの

一

中畑清右衛門と云者ありけり 彼者ハ岩見国細谷にて重役
と勤て居けるが 後に御右筆にて御祐筆方に成りたりしが 後に
常憲院様御代にて其れハの御六ヶ敷 右筆御祐筆本目彦左衛門と
云者目流の根本ハ清右衛門が流なりとて同列に報ぜられ筆法
より出る書札をもつぱら用ひらるゝ事是又御目見合御役に
一ヶ条ときまるとかや 此方様にても彼中畑清右衛門を本目流の
根本[illegible]彼[illegible]御時書風より[illegible]に[illegible]まれハ常にても中畑
如くにても中畑とて跡目流行せるが故に新知[illegible]せる百三
十石を割って八拾石ハ宗右衛門下嫡子道右衛門ハ御少性に召出せる
とて此者もやうやく宗して元を立たれ新知[illegible]人と呼と云
きれハ宅にて八ヶ拾[illegible]をハもって右知行と申御扶と云けるか
右様の御屋敷もり終に御役男女[illegible]せるとぞ此者前[illegible]

随のまゝにて御母方屋に役不武家[illegible]ぬ者されハ右役後[illegible]清右衛門を招
[illegible]し又清右衛門ハ武家[illegible]を報[illegible]に招て其時右字ハ若林ハ右衛門
何上若右衛門白石治右衛門此両人にて主せるか右[illegible]彼中畑出て
其中に度し[illegible]方に口利て人も至せるにて度法せると若林し
指類ハ右河上の思召とて[illegible]名そのたの子細の[illegible]と出
さは亭主の無礼一度の不興にて胸を押へて抱ともふ云ハ備て居
きるか然て清右衛門ら[illegible]乃若者出て[illegible]料理と出し[illegible]て燭
台の数々扱合し度とまし[illegible]抜して[illegible]度を調ひ[illegible]
中畑も倒度して膳の出るを待[illegible]ハ若林[illegible]て[illegible]清
右衛門[illegible]元来[illegible]にて[illegible]の組下の[illegible]組ハ[illegible]にて
家来と同し古法なり[illegible]中の[illegible]御[illegible]にて[illegible]
今日ひ[illegible]して[illegible]とき[illegible]亭主[illegible]

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

一 右京督殿

一 ツニチリ傘 御二字ハ連枝様方ニ而被為成候 出雲殿 備後殿 肥後殿 周防殿 式部殿 土佐殿 此方様 刑部殿 宮内殿 左近殿 織田殿

一 中仕切腰掛ニ入被成 御上段ハ 松平加賀守殿 酒井

此方様斗

一 御連枝様方ハ国主ニ而ハ無之 方ニも 其外之

橘州殿 ... 御先祖之 公儀御役人 御目付 横田備中殿

御足合而 西ニ大名衆 左近殿 ... 松平下総守殿 西国探

題ニ 御目付衆 ... 大名 下総守殿 ... 大坂御城 御用

其ハ ... 御城 ... 御目付 御此段

忠昭公 御前ニ而 ... [illegible]

一 忠昭公 西方 ... 山 ... 御 ... 被成

其ハ ... 伯州 ... 御 ...

御当主 ... 御勤 ... 小袖 ... 之

... 御目付 ... 小袖 ... 付

... 此方様 ... 御 ... 中 ...

一 ... 御 ... 其外 ... 居

... 御 ... 此方様 ... 御 ...

... 御 ... 御 ...

松平 ... 御当主 ... 小

... 御 ... 西 ... 座

... 御 ... 御 ... 付 ... 御

国立国会図書館

国立国会図書館 [奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用

寛政十年戊午二月十有二日写之

紘水舎

国立国会図書館　[奈良喧嘩之事他] W119-N18

ガラス使用